

## 第6次新座市障がい者基本計画（素案） への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：5人・30件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

－：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
1 P1 第1章第1節 1 計画策定の趣旨	「さらに、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民の暮らしだ生きがい、地域と共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援等が求められています。」と記載されています。 「資源」とは具体的にどのような資源を意味していますか。「人と資源がつながる」とは、具体的にどのようなことですか。この説明がないと何を言いたいのか全く理解できません。	資源とは、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に関し広く用いられている用語であり、様々な制度、サービス、施設、その提供主体である事業者や各団体など、地域福祉活動に関わるもの総称として捉えられています。 この項目は、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」及び国の資料において掲げられている言葉をそのまま用いていますが、御意見を踏まえまして「市町村の包括的な支援体制の構築等」に改めます。	－
2 P1 第1章第1節 1 計画策定の趣旨	「さらに、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民の暮らしだ生きがい、地域と共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援等が求められています。」と記載されています。 「市町村の包括的な支援体制の構築の支援等を求められている」とあります。が、誰から誰に「市町村の包括的な支援体制の構築」の支援等が求められているのでしょうか。分かりやすい説明をお願いします。	No1の項目で掲げる市の考え方と同様、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」及び国の資料において掲げられている言葉をそのまま用いていますが、御意見を踏まえまして「市町村の包括的な支援体制の構築等」に改めます。	○
3 P1 第1章第1節 1 計画策定の趣旨	「さらに、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民の暮らしだ生きがい、地域と共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援等が求められています。」と記載されています。 この文章には難解な表現が多くあり、障がい者には理解できない人が多いと思われます。分かりやすい文章で解説するようご配慮願います。	御意見として承ります。	－
4 P25 基本方針1 共に支える 地域づくりの推進	「障害者基本法」及び「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」で使われている「分け隔てられることなく」は、障がいを理由に分け隔てられることが差別であるという、最も重要なキーワードであり、当初削除されていた文言でしたが、明記されて良かったです。	御意見として承ります。	－
5 P26 1-1-③地域における 様々な団体等を通じた障 がい者理解の向上	福祉の充実を図るためにには、様々な障がい者団体と連携することは不可欠です。しかしながら、「障がい者福祉の手引」には障がい者団体一覧が記載されていますが、9団体しか記載されていません。 新座市には、9団体以外にも活動している団体が複数あります。各団体の活動を把握した上で、様々な団体と幅広く連携を図る必要があります。漏れている団体がないか確認し、各団体の活動を把握した上で、効果的な連携を行いうお願いします。	御意見として承ります。	－
6 P26 1-1-③地域における 様々な団体等を通じた障 がい者理解の向上	「障がい者福祉の手引」には、障がい者団体の名前と連絡先が紹介されていますが、名前を見ただけではどのような障がい者団体か不明となっています。どのような障がい者団体かが分かるような障がい種類の記載を追加していただきたい。	御意見として承ります。	－
7 P26 1-1-③地域における 様々な団体等を通じた障 がい者理解の向上	市のホームページには、障がい者団体を紹介するページが見当たりません。障がい者理解の向上のために、障がい者団体にはどのような団体があるかをホームページで簡単に検索できるようにしていただきたい。	御意見として承ります。	－
8 P27 1-3 ボランティア活 動の促進	市の判断では「全身性障がい者介護人派遣事業」は有償ボランティアと位置付けていますが、ヘルパー資格のない人でも本人の推薦により介助者として市に登録ができ、市民と障がい者市民をつなぐ大切な制度です。「共に支える地域づくり・ボランティア活動の促進」に「全身性障がい者介護人派遣事業の促進」を位置付けてください。	「全身性障がい者介護人派遣事業」を含むボランティア活動について、「1-3 ボランティア活動の促進」の項目で網羅しています。 障がい者福祉に関する基本方針、施策体系等を定める基本計画の性質を考慮すると、二つの項目として具体的な事業を位置付けることは考えていませんので、素案のとおりとします。	－
9 P27 1-3-①ボランティア 等の育成・確保	「社会福祉協議会や公民館、福祉の里等におけるボランティア養成講座を充実し、障がい者支援に関わるボランティアとして、手話通訳、要約筆記、点字等専門的な技術を必要とするボランティアの育成・確保に努めます。」と、第5次基本計画と同様の計画が記載されています。 福祉の里で行われてきた要約筆記ボランティア講座は、希望者が少ないなどの理由から4年間開催されていません。このままでは、要約筆記を志すボランティアが育たなくなり、要約筆記という情報保障が聴覚障がい者に提供できなくなるおそれがあります。 「要約筆記を必要としている聴覚障がい者がいること」及び「要約筆記という情報保障があること」を市民に周知し、要約筆記の必要性を理解してもらうとともに、ボランティアの掘り起こしを行う必要があります。市報、ホームページ、ポスター、パンフレットなどにより講座に関する積極的な広報を行うとともに、要約筆記ボランティアに関する啓発講座を行うなどによりボランティアの掘り起こしを行い、計画どおり要約筆記ボランティア講座を開催していただきたい。	御意見として承ります。	－

## 第6次新座市障がい者基本計画（素案） への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：5人・30件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

ー：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
P28 基本方針2 権利擁護の充実  10	基本方針2のタイトルは第5次基本計画では「差別解消及び権利擁護の充実」でしたが、今計画では「権利擁護の充実」となり、定着していない「差別解消」の取組が後退しています。元のタイトルに戻してください。	基本方針2には、第5次基本計画・第6次基本計画共に「2-2 権利擁護に関する制度等の普及」の分野別施策において「④障がい者差別禁止に関する普及・啓発」を位置付けており、後退とは考えていません。  基本方針2は、「成年後見制度の利用促進」、「障がい者虐待防止の推進」及び「障がい者差別の禁止」を並列で捉えた上で、全ての項目について充実するという観点で標題を構成し、大きい概念としての「権利擁護の充実」としていますが、御意見を踏まえまして、中項目の標題を「2-2 差別解消、権利擁護に関する制度等の普及」に改めるとともに、分野別施策の掲載順を「①障がい者差別禁止に関する普及・啓発」、「②障がい者虐待防止の推進」、「③成年後見制度の利用促進」、「④日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の利用促進」とします。	○
P28 基本方針2 権利擁護の充実  11	第5次基本計画には、権利擁護の充実のほかに、差別解消が記されていたが、今回はこれがうたわれていないのは実におかしいと思う。差別の目で見られたり、実際にはっきりと差別と思われることがあるのだから、ぜひ「差別解消」をうたってほしい。	基本方針2には、第5次基本計画・第6次基本計画共に「障がい者差別禁止に関する普及・啓発」を位置付けています。  引き続き、障がい者差別禁止に関する普及・啓発を推進していきます。  御意見を踏まえまして、No.10の項目で掲げる市の考え方のとおり、素案を修正します。	○
P29 2-1 情報提供及び相談支援体制の充実 P39 5-2 精神障がい者等への支援の充実  12	高次脳機能障がいに対応できる相談支援体制を整備していくこと、そして、その後の社会復帰に向けての支援ができる体制を整備していくことを、計画に記してください。  【理由】 高次脳機能障がい支援モデル事業と高次脳機能障がい支援普及事業、高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業を通じて、高次脳機能障がいとなった方を早期に診断につなげ、多機関が連携して連続したケアを障害者自立支援法、障害者総合支援法の枠組みで実施する枠組みが整備されてきています。 しかし、「国立障害者リハビリテーションセンターの今後のあり方について（報告書）」（平成30年12月19日）には、以下のようなことが記されるなど、支援体制の整備は進んできていないのが現状です。 ②市町村レベルでの相談体制等 市町村レベルでの高次脳機能障害に関する相談体制等が不十分な地域も見受けられ、不均衡な状況で地域格差が生じている結果、高次脳機能障害者が福祉・医療サービスへ確実に繋がることが出来ておらず、医療を受けたり社会参加を行うことが不十分な状況である。 ③障害者サービスの周知・活用 高次脳機能障害者が障害福祉サービスを利用する制度は整備されたが、個々の障害特性に応じた対応についていまだ十分であり、かつ利用者側にも周知が不十分で、障害福祉サービス活用が進まない状況である。  高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究（平成30、31年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業））では、「調査結果からわかる課題」として、以下の3点を挙げています。 ○事業所の障害特性への理解不足 地域の相談支援事業所、就労系事業所の利用は増加しているが、経験のない事業所からは「ケースがないので勉強できない」という声も聞かれる。 ○社会資源の不足 これまで支援経験のない就労系事業所の約70%が「知識・情報の取得」等がかなえば受け入れ可能と回答。  高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究（平成30、31年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業））では、「調査結果からわかる課題」として、以下の3点を挙げています。 ○事業所の障害特性への理解不足 地域の相談支援事業所、就労系事業所の利用は増加しているが、経験のない事業所からは「ケースがないので勉強できない」という声も聞かれる。 ○社会資源の不足 これまで支援経験のない就労系事業所の約70%が「知識・情報の取得」等がかなえば受け入れ可能と回答。 ○制度の周知不足、ニーズと支援の不一致 訓練等給付に関するもの、とくに介護保険サービスとの併用にかかる課題が多い。また当事者・家族への制度周知不足から適切なサービスにつながらないケースも多い。	頂いた御意見に対する項目は、高次脳機能障がい者を含んだものと考えていますので、素案のとおりとします。	ー

## 第6次新座市障がい者基本計画（素案） への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：5人・30件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

－：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
13 P29 2-1-①情報提供体制の充実	<p>「障がいのある人も共に暮らせる新座市をつくるための調査結果報告書（令和5年3月）」79頁「問26 福祉に関する情報の入手についてあなたが困っていることはありますか。」について、「特に困っていない」（36.9%）が最も高くなっていますが、困っていないのではなく、情報が入手できず、困っていることに気づかない結果の現れと考えるべきと思われます。</p> <p>他の回答の中で、「どこに情報があるかわからぬ」（34.0%）、「情報の内容がむづかしい」（17.8%）と半数以上の人が、情報がどこにあるか分からぬ、情報を見ても内容が難しいと答えていることに真摯に向き合う必要があります。次回の調査においては、広報にいざや市ホームページなどのくらいう利活用されているか、利用する上で問題はないか、などといった掘り下げる質問が必要です。</p> <p>また、「パソコン・スマートなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない」（13.0%）、「パソコン・スマートなどを持っていないため、インターネットが利用できない」（9.3%）と回答し、スマートなどを使わない障がい者が多いことも留意する必要があります。</p> <p>障がい種類により情報入手方法は様々であり、障がい種類別に解決策を具体的に考える必要があります。</p> <p>障がい者向けにスマートの使い方やホームページの見方についての講習会を実施するなど、具体的な方策についても記載していただきたい。</p>	<p>この項目が情報提供体制の充実という標題に対する基本方針を定める性質であるため、素案のとおりとします。</p> <p>なお、御意見の具体的な施策については、今後の参考とします。</p>	△
14 P29 2-1-①情報提供体制の充実	<p>「障がいのある人も共に暮らせる新座市をつくるための調査結果報告書（令和5年3月）」81頁「問27 障がい（難病）のことや福祉サービスなどに関する情報は、十分得られていると感じますか。」という質問に対して、「やや不足している」（37.8%）、「とても不足している」（16.0%）と回答し、5割以上の障がい者が「不足している」と回答しています。さらに、「不足している」と回答した人にに対する設問「問27-1 特に、どのようなサービスの情報が不足していますか。」について、「福祉サービスに関する情報」（67.7%）と回答し、3人に2人が、福祉サービスに関する情報が不足していると感じていることが分かりました。</p> <p>福祉サービスについては、障がい者福祉課が「障がい者福祉の手引」を作成し、窓口で希望者に印刷物を配布するほか、ホームページでも閲覧できます。</p> <p>しかしながら、障がい者福祉の手引の存在が市民に必ずしも周知されていないことにより、このようなアンケート結果になってしまっているものと思われます。また、障がい者福祉の手引の販賣数が多いために、自分が必要とする福祉サービスがどこに書いてあるか、探せないという人が多いのではないかと思われます。</p> <p>障がい者福祉の手引の冒頭には、障がい者の障がい種類別に福祉サービスが記載された頁が分かるような工夫はされていますが、量が多くて探せない、字が小さく読み難い、読んでも分からぬといふ人が少なからずいるものと思われます。</p> <p>福祉サービスについて紹介する講習会などを開催し、障がい者福祉の手引などを基にした広報活動を行うこと、福祉サービスについて意見を聞く機会を設けること及びその旨を基本計画に記載していただきたい。</p>	<p>この項目が情報提供体制の充実という標題に対する基本方針を定める性質であるため、素案のとおりとします。</p> <p>なお、御意見の具体的な施策については、今後の参考とします。</p>	△
15 P31 基本方針3 共に育ち、学ぶ保育・教育の充実	基本方針3の「共に育ち、学ぶ保育・教育の充実」では新座市が目指すべき方向は「共に育ち、学ぶ」であり、第5次基本計画にあった「障がい児教育の推進」が削除されたことは評価します。また、「障がいのある子どもも、能力や適性に応じて障がいのない子どもと地域で共に十分な教育が受けられるよう教育環境の整備を図る」から「能力と適性に応じて」という言葉が削除されたことも評価します。	御意見として承ります。	－
16 P33 3-2-③特別支援教育支援員、介助員及びボランティアによる支援の充実	「保育・教育環境の整備」の「③特別支援教育支援員、介助員及びボランティアによる支援の充実」については、「障がい児を支援するため」となっていますが、障がい児だけでなく、子ども達が共に育ち・学ぶことを支援するという表記に変えるべきです。	<p>御意見を踏まえ、素案について下線箇所を追加します。</p> <p>「通常の学級及び特別支援学級に在籍している障がい児を支援するため、また、共に育ち・学ぶことを支援するため、市立小・中学校に配置している特別支援教育支援員及び介助員の資質の向上を図り、適切な支援が行われるよう努めるとともに、市内の大学等と連携し、学生ボランティアによる支援活動の促進を図ります。」</p>	○
17 P35 4-1-③防災対策の充実	避難所における障がい者のコミュニケーションに関する記述がありません。聴覚障がい者に配慮した情報提供などコミュニケーションの在り方などについて検討することを追加していただきたい。	<p>この項目は、「障がいに応じた支援体制の整備に努めます。」と表記し、障がいの種別にかかわらず、全ての障がいのある人を対象とした支援に係る施策と考えていますので、素案のとおりとします。</p>	－
18 P35 4-1-⑤福祉避難所の整備	基本方針4「安全・安心な福祉のまちづくりの推進」の中の「防災・防犯対策の充実」では「⑤福祉避難所の整備」とありますが、「避難所の整備」とすべきです。また福祉避難スペースも含めた一般避難所に避難し、そこで難しい場合に福祉避難所に避難するのが流れです。障がい者は福祉避難所と固定化するような表記は改めるべきです。表記の順番が逆です。	<p>障がい者に配慮した福祉避難所の整備について、第5次基本計画の推進期間において、達成することができます。この度策定しようとする計画でも継続して重点施策に位置付けています。</p> <p>このため、本項目は、従来の重点施策への位置付けを鑑み、題名及び掲載順は、素案のとおりとします。</p>	－

## 第6次新座市障がい者基本計画（素案） への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：5人・30件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
19	P38、39 基本方針5 保健・医療の充実	第5次基本計画では、基本方針5の「保健・医療の充実」にあつた「難病患者等への支援の充実」が削除されています。基本方針6のサービス提供体制の整備に「難病患者等に係る障がい福祉サービスの利用促進」が入ったからといって理屈のようですが、障がい福祉サービスが利用できる難病患者は一部であり、これまで保健所の管轄であった難病患者についての市としての対応が大きく遅れていることを考えれば、削除するべきではありません。	第5次基本計画において5-3-②として定めていた難病患者支援金の支給の廃止に伴い、難病患者等に対する施策を再編成するものとして、第6次基本計画では、難病患者に対する生活支援サービスを充実させる観点で6-1-③に位置付けていますので、素案のとおりとします。	—
20	P43、44 基本方針7 就労支援施策の充実	基本方針7の「就労支援施策の充実」では、ここでも「適正や能力に応じた就労支援」とあり、重度障がい者の就労・職場参加については考えられていません。膨れ上がった福祉施設の滞留者は障がいの程度にかかわらず、一般的の職場に参加する流れを進める記述にしてください。	「7-2 就労機会の充実」の施策は、全ての障がい者を対象として捉えていますので、素案のとおりとします。	—
21	P43、44 基本方針7 就労支援施策の充実	「雇用・就労支援体制の充実」には、「ジョブコーチやジョブボスターの養成」を加えてください。重度障がい者が一般的の職場で働いたり、実習するには介助が必要だし、限られた障がい者就労支援センターの職員だけでは無理があります。	ジョブコーチ（職場適応援助者）やジョブボスターの養成については、埼玉県等が養成研修を主催しており、現時点で本市が養成研修を実施する考えはありませんので、素案のとおりとします。	—
22	P43、44 基本方針7 就労支援施策の充実	第5次基本計画にあった「公共施設における訓練機会の拡充」を復活させてください。「一般就労が困難な障がい者の就労に向けて市役所を始め、公共施設における訓練機会の拡充に努めます」という文言は、新座市障がい者就労支援センター事業の基本的な考え方であつたはずです。少子高齢社会に向けての職員研修の意味もあり、削除すべきではありません。	公共施設における訓練機会の拡充については、第6次基本計画7-1-①「障がい者就労支援センター事業の充実」の「職場実習等を実施する」の表記に含むものと考えていますので、素案のとおりとします。	—
23	P43 基本方針7 就労支援施策の充実	障がい者就労支援センターについて、以前は、市役所内においても就労支援センターが設置されており、所内で就労の機会を得られていて、所内の人と顔なじみのようになったときがあつたし、仕事だけでなく、人柄にも交流の場を与えられたと感じていたが、今はそれが全くなくなり、仕事はおろか、交流の場も失われたと感じている。ぜひまた就労支援センターの設置を強く望みます。	現在、障がい者就労支援センターは設置されており、引き続き、障がい者就労支援センター事業を推進していきます。	—
24	P45 基本方針8 社会参加の拡大	身体障がい者については、全身性障がい者介護人派遣事業があるが、知的障がい者には、その事業がなく、その他の細々とした支援しかない。そのため、親亡き後のことを思えば、それまでにいろいろと準備や用意のため経験を積ませてあげたい。そのためにも、人的支援が身体の人のように、自分に合った人を選んで一緒に行動してくれる全身性ののような事業を知的障がい者にも強く望む。	御意見として承ります。	—
25	P47 8-2-②社会参加を支える各種助成・補助事業の充実	昨年11月に埼玉県のタクシー料金が値上げされました。また、タクシーを呼んだ場合の迎え料金も300円が500円に値上げになりました。このままでは、利用者の負担が増えるだけです。福祉タクシー券の補助金額を1枚当たり1500円にしてください。	御意見として承ります。	—
26	P48 8-3-①情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進	具体的な記述がないため、いつ、どこで、誰に対するどのような情報提供なのか不明です。 令和4年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、コミュニケーション手段については、可能な限り、その障がいの種類及び程度に応じた手段を選択可能とすること、全ての障がい者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑な意思疎通を可能とすることなどと定められました。 しかしながら、アクセシビリティ法の理念等に基づき、障がい内容に応じたきめ細かい施策が、各計画に反映しているとは言い難く、コミュニケーション手段の選択機会が確保され、拡大するという段階に到達するだけの必要十分な計画とはなっていません。 コミュニケーション手段の選択機会の確保や拡大のために施策の指針を明確にし、具体的な行動計画を策定していただきたい。	御意見として承ります。	—
27	P48 8-3-①情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進	ヒアリンググループが設置された施設は、市議会議場、福祉の里、野火止公民館の3カ所であり、いずれも利用が少ない状況にあります。聴覚障がい者は、におけるヒアリンググループの認知度は低く、ヒアリンググループの利用促進の広報が必要です。ヒアリンググループの利用促進に関する計画の記載をしていただきたい。	この項目は、「アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。」と表記し、ヒアリンググループの利用促進についても、アクセシビリティに配慮した情報提供に含まれていると考えていますので、素案のとおりとします。	—
28	P48 8-3-①情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進	ヒアリンググループには、床や天井などに設置するだけでなく、持ち運びができる携帯型ヒアリンググループがあります。市として、携帯型ヒアリンググループ及びマイクなどの必要な機材並びに受信機（専用補聴器）を複数台用意し、市役所、公民館などにおける会議、市民会館の講演会等の際に、貸出しができる体制を整えていただきたい。	御意見として承ります。	—
29	P48 8-3-①情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進	市議会のインターネット配信が行われ、生中継、録画配信により自宅等でも議会のやり取りを見ることができますですが、字幕付きではないために聴覚障がい者は、議会の発言内容が分かりません。所沢市や和光市などにおいては、議会のライブ中継映像に自動変換された字幕が付いています。 アクセシビリティ法が施行されたこともあり、新座市においてもA1字幕などといった文字変換率の高い情報通信技術の検討を行い、ライブ中継に字幕を付ける、傍聴席に字幕表示できるモニターを設置するなどといった合理的配慮をしていただきたい。	御意見として承ります。	—

## 第6次新座市障がい者基本計画（素案） への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：5人・30件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

ー：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
30	P48 8-3-③市役所等公的 機関の窓口対応における 配慮	要約筆記を必要とする聴覚障がい者が来庁した際は、筆談により対応していますが、人的な対応では、詳細なやり取りに限界があると思われます。音声認識アプリ搭載タブレットを市役所各フロアに用意し、言葉が文字で表示されるタブレットを見ながら、市民とやり取りができるような体制を整えていただきたい。	御意見として承ります。	ー